

東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則	本則	
(協力教員) 第5条 食料エネルギーシステム科学専攻の運営のため、学府兼務教員以外の本学の教員を、学府の協力教員とすることができる。	(協力教員) 第5条 食料エネルギーシステム科学専攻及び生物機能システム科学専攻の運営のため、学府兼務教員以外の本学の教員を、学府の協力教員とすることができる。	生物機能システム科学専攻の協力教員発令に伴う改正
2 協力教員のうち食料エネルギーシステム科学専攻における研究指導を行う者は、第7条に規定する教授会において、組織運営規程第11条第1項に規定する事項を審議する場合に限り、第7条第3項に規定するその他学府長が指名する者として審議に参画する。	2 協力教員のうち食料エネルギーシステム科学専攻及び生物機能システム科学専攻における研究指導を行う者は、第7条に規定する教授会において、組織運営規程第11条第1項に規定する事項を審議する場合に限り、第7条第3項に規定するその他学府長が指名する者として審議に参画する。	生物機能システム科学専攻の協力教員発令に伴う改正

附 則 (令和4年1月31日生規則第2号)

この規則は、令和4年1月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。